

別表第3 事業所内保育事業（定員19人以下（小規模保育事業B型の基準が適用される事業所））（保育認定）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				従業員枠の 子どもの場合 ⑦
				保育標準時間認定		保育短時間認定		
				基本分単価 ⑥ (注)		基本分単価 ⑥ (注)		
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	336,680	(396,800)	325,580	(385,700)	⑥×84/100
			乳児	396,800		385,700		
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	182,100	(242,220)	177,480	(237,600)	
			乳児	242,220		237,600		
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	141,170	(201,290)	138,250	(198,370)	
			乳児	201,290		198,370		

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

処遇改善等加算 I			
保育標準時間認定		保育短時間認定	
(注) ⑧		(注) ⑧	

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	+
			乳児	+
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+
			乳児	+
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+
			乳児	+

3,250	(3,850) × 加算率	3,140	(3,740) × 加算率
3,850 × 加算率		3,740 × 加算率	
1,710	(2,310) × 加算率	1,660	(2,260) × 加算率
2,310 × 加算率		2,260 × 加算率	
1,300	(1,900) × 加算率	1,270	(1,870) × 加算率
1,900 × 加算率		1,870 × 加算率	

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

保育士比率向上加算			
(注)		⑨ 処遇改善等加算 I (注)	

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 +	19,320	(27,630)	200	(280)	×加算率
			乳児 +	27,630		280		×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 +	12,470	(20,780)	120	(200)	×加算率
			乳児 +	20,780		200		×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 +	11,020	(19,330)	110	(190)	×加算率
			乳児 +	19,330		190		×加算率

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算			
		処遇改善等加算 I	
(注)		(注)	
⑩			

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 +	120,240	(60,120)	1,200	(600)	×加算率
			乳児 +	60,120		600		×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 +	120,240	(60,120)	1,200	(600)	×加算率
			乳児 +	60,120		600		×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 +	120,240	(60,120)	1,200	(600)	×加算率
			乳児 +	60,120		600		×加算率

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 乳児
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児

休日保育加算	
⑪ 処遇改善等加算 I	

休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 210人 196,800 211人~ 279人 210,200 280人~ 349人 237,000 350人~ 419人 263,800 420人~ 489人 290,700 490人~ 559人 317,500 560人~ 629人 344,300 630人~ 699人 371,200 700人~ 769人 398,000 770人~ 839人 424,800 840人~ 909人 451,700 910人~ 979人 478,500 980人~1,049人 505,300 1,050人~ 532,200	+	1,960×加算率 2,100×加算率 2,370×加算率 2,630×加算率 2,900×加算率 3,170×加算率 3,440×加算率 3,710×加算率 3,980×加算率 4,240×加算率 4,510×加算率 4,780×加算率 5,050×加算率 5,320×加算率	+	各月初日の 利用子ども数
---	---	--	---	-----------------

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④
-----------	-----------	-----------	-----------

夜間保育加算	
⑫	
処遇改善等加算 I	

減価償却費加算	
加算額	
標準	都市部
⑬	

賃借料加算		
加算額		
標準	都市部	
⑭		

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 乳児
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児

+	100,060	+	940 × 加算率	+
+	44,780	+	390 × 加算率	+
+	30,230	+	240 × 加算率	+

+	7,200	+	7,900	+
+	3,000	+	3,300	+
+	1,900	+	2,100	+

a 地域	28,800	32,100
b 地域	15,900	17,700
c 地域	13,800	15,400
d 地域	12,400	13,800
a 地域	14,400	16,100
b 地域	7,900	8,800
c 地域	6,900	7,700
d 地域	6,200	6,900
a 地域	18,300	20,400
b 地域	10,100	11,200
c 地域	8,800	9,800
d 地域	7,900	8,700

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	連携施設を設定しない場合 ⑮	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑯	管理者を設置していない場合 ⑰ 処遇改善等加算Ⅰ		
10/100 地域	5人まで	3号	1、2歳児 乳児	4,930	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑫) \times 10/100$	89,600	+	890 × 加算率
	6人から12人まで	3号	1、2歳児 乳児	2,050	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑫) \times 10/100$	37,330	+	370 × 加算率
	13人から19人まで	3号	1、2歳児 乳児	1,290	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑫) \times 10/100$	23,580	+	230 × 加算率

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 乳児
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児

土曜日に閉所する場合			
月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合
⑬			
$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 2/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 4/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 6/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 8/100$
$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 2/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 4/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 6/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 9/100$
$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 2/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 4/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 7/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 9/100$

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	定員を恒常的に超過する場合	
				利用子ども数が6人から12人までの場合 ⑯	利用子ども数が13人を超える場合
10/100 地域	5人まで	3号	1、2歳児 乳児	$(\text{⑥} \sim \text{⑱}) \times 58/100$	$(\text{⑥} \sim \text{⑱}) \times 34/100$
	6人から12人まで	3号	1、2歳児 乳児		$(\text{⑥} \sim \text{⑱}) \times 81/100$
	13人から19人まで	3号	1、2歳児 乳児		

## 加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑳	(算式1) 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 49,010 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,130 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める ※3 利用定員が6人以上の場合には(算式1)を適用し、利用定員が5人以下の場合には(算式2)のA若しくはBのいずれかとする
		(算式2) A：処遇改善等加算Ⅱ－① 49,010 ÷ 各月初日の利用子ども数	
		B：処遇改善等加算Ⅱ－② 6,130 ÷ 各月初日の利用子ども数	
処遇改善等加算Ⅲ	㉑	11,030 × 加算Ⅲ算定対象人数  ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 加算Ⅲ算定対象人数については、別に定める
冷暖房費加算	㉒	1 級 地 1,840 4 級 地 1,270	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地 1,630 その他地域 110	
		3 級 地 1,610	
除雪費加算	㉓	6,180	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉔	155,870 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉕	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉖	A 基本額 処遇改善等加算Ⅰ ( 76,960 + 760 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
		B 基本額 処遇改善等加算Ⅰ ( 50,000 + 500 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	
		C 基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算	㉗	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整